

## 平塚駅周辺地区活性化推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平塚駅周辺地区の活性化、にぎわい創出を図るイベントや社会実験等を通じて、将来的に地域住民や商業者が主体となったエリアマネジメントを担う組織を設立することにより、持続可能なまちづくりを実現するため、平塚駅周辺地区活性化推進事業を実施するものに対し補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「平塚駅周辺地区」とは、別図に定める区域とする。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象とするもの（以下「補助対象者」という。）は、将来的に平塚駅周辺地区においてエリアマネジメントを担う組織の設立につながる活動を行うものであって、かつ、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 平塚まちなか活性化隊
- (2) 活性化やにぎわい創出に係る事業を行う団体のうち市長が認めるもの

### (補助対象事業)

第4条 市長は、補助対象者が実施する事業のうち次の各号に掲げるものに対して補助する。

- (1) 活性化やにぎわい創出等を目的とするもの
- (2) 情報発信に関するもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 総会・理事会等の会議費
- (2) 飲食費（ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く。）
- (3) 懇親会費
- (4) 慰労的な研修費、成果報告のない研修費
- (5) 慶弔費
- (6) 上部・他団体への負担金・分担金
- (7) 運営安定のための積立金

(8) その他特定目的のための積立金

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費と同額とし、1の補助対象者について1年度につき1回限りとし、補助上限額は500万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 国、県等から同趣旨の補助制度による補助金等を受ける場合は、当該補助金額等を補助対象経費から控除する。

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、平塚駅周辺地区活性化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 平塚駅周辺地区活性化推進事業計画書

(2) 平塚駅周辺地区活性化推進事業収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を補助対象経費とするときにあつては、当該補助対象経費に関する消費税等に係る仕入控除税額補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助対象経費に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 市長、前条第1項の規定による補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、平塚駅周辺地区活性化推進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定（以下「補助金の交付決定」という。）の通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払いを請求するものとする。

(事業計画の変更（中止）の申請等)

第10条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更（中止）の申請は、平塚駅周辺地区活性化推進事業計画変更（中止）承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 規則第8条第2項の規定による決定の内容の変更（中止）の通知は、平塚駅周辺地区活性化

推進事業変更（中止）決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業を終了した日から30日以内に、平塚駅周辺地区活性化推進事業補助金実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1） 平塚駅周辺地区活性化推進事業報告書
- （2） 平塚駅周辺地区活性化推進事業収支決算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項の場合において、補助対象者は、当該補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚駅周辺地区活性化推進事業補助金額確定通知書（第10号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（届出の義務）

第13条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 事業所を移転し、又は当該団体の名称若しくは代表者を変更したとき
- （2） 当該団体が合併し、又は解散したとき

（補助金の返還）

第14条 市長は、当該年度決算繰越金及び運営安定のための積立金の合計額が当該年度補助金交付決定額より多いときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 消費税等を補助対象経費とし、かつ、当該補助対象経費について消費税等に係る仕入控除税額が発生する場合には、補助対象者は、消費税等の申告により当該消費税等に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、補助対象者は、これに速やかに応じなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 規則第15条ただし書の規定により市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数に相当する期間と

し、同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産は、補助対象事業等により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）とする。

2 補助金の交付決定の通知を受けた者は、取得財産等について、前項に掲げる期間、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

3 市長は、規則第15条の規定による承認の有無にかかわらず、補助金の交付決定の通知を受けた者が、取得財産等を処分して利益を得た場合、規則第13条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助対象からの排除）

第17条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者とししないものとする。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2） 暴対法第2条第2号に規定する暴力団

（3） 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

（4） 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（関係書類等の保管）

第18条 規則第16条に規定する書類及び帳簿等は、補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、平塚駅周辺地区活性化推進事業補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（有効期限）

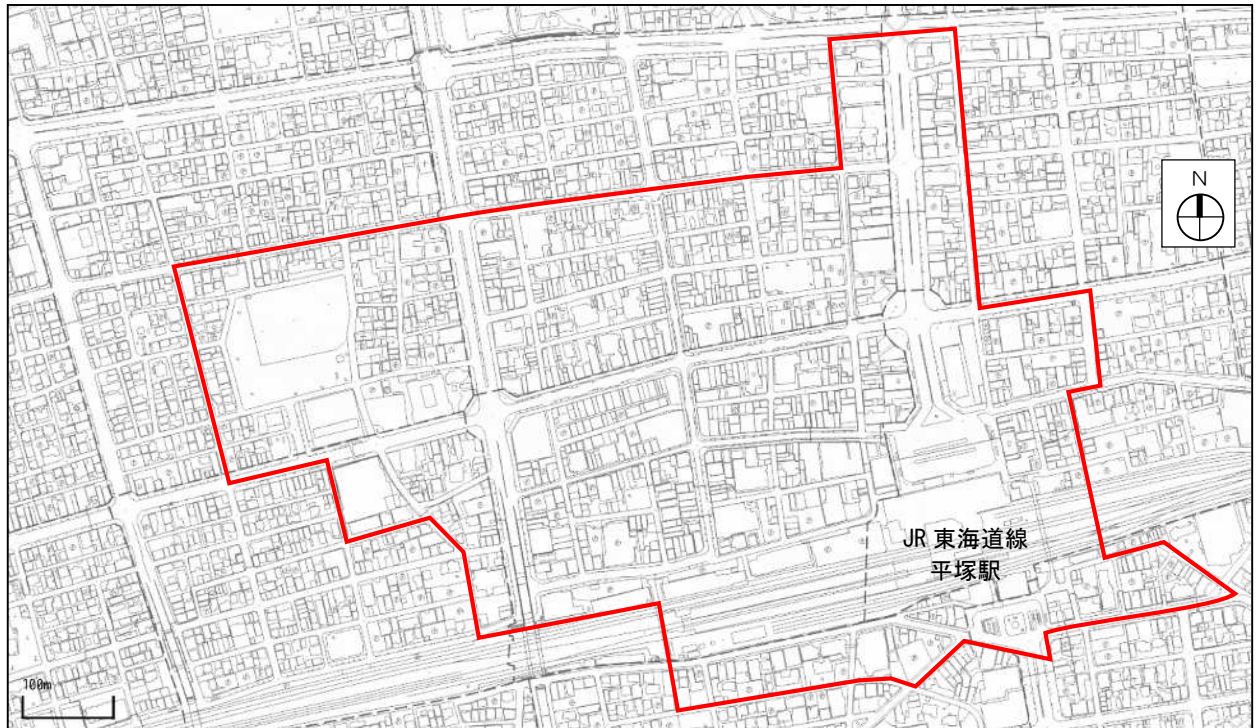
2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定により決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。


附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



 : 平塚駅周辺地区